

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月30日
【会社名】	株式会社鶴見製作所
【英訳名】	TSURUMI MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻本 治
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区鶴見 4 丁目16番40号
【電話番号】	(06) 6911 - 2351
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 上田 孝徳
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区鶴見 4 丁目16番40号
【電話番号】	(06) 6911 - 2351
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 上田 孝徳
【縦覧に供する場所】	株式会社鶴見製作所東京本社 (東京都台東区台東 1 丁目33番 8 号) 株式会社鶴見製作所中部支店 (名古屋市中村区牛田通 2 丁目19番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月28日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭とする。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円

総額 300,463,572円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,500,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社および子会社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開、内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、辻本 治、芝上英二、西村武幸、織田浩典、上田孝徳および鞠山正継を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、亀井徹三を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	190,600	6,850	3	(注)1	可決(90.75%)
第2号議案 定款一部変更の件	193,959	3,491	3	(注)2	可決(92.34%)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
辻本 治	192,970	4,480	3	(注)3	可決(91.87%)
芝上英二	193,890	3,560	3		可決(92.31%)
西村武幸	193,890	3,560	3		可決(92.31%)
織田浩典	193,890	3,560	3		可決(92.31%)
上田孝徳	193,890	3,560	3		可決(92.31%)
鞠山正継	193,890	3,560	3		可決(92.31%)
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注)3	
亀井徹三	195,524	1,926	3		可決(93.09%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の5分の2以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。